

旧御杖小学校利活用に係るサウンディング型市場調査 実施要領

令和7年1月6日 改正

御杖村政策推進課

1. サウンディング型市場調査の目的

御杖村では、小学校・中学校の校舎統合により、令和3年8月に閉校となった旧御杖小学校の校舎及びその敷地について、民間事業者の皆様のノウハウを活かした利活用を目指しています。

利活用をいただく民間事業者の募集にあたっては、諸条件を整理したうえで、令和7年度当初に公募型プロポーザル方式により行う予定ですが、公募に先立ち、

- ・ 民間事業者の皆様の利活用のニーズを把握し
- ・ 今後作成する公募条件の設定に役立てるため

民間事業者の皆様のアイデアを伺うサウンディング型市場調査（以下「サウンディング」といいます。）を実施します。

2. サウンディング対象施設の概要

サウンディングの対象とする施設は以下のとおりです。施設について詳しくは、「旧御杖小学校利活用パンフレット」を作成し、御杖村ホームページ上で公開しておりますので、7. その他参考に記載の URL よりアクセスし、そちらの資料をご確認ください。

施設名	御杖小学校（平成10年5月竣工・令和3年8月閉校）
所在地	奈良県宇陀郡御杖村大字菅野47番地
敷地・延床面積	敷地面積 42,122 m ² （うち屋外運動場 8,841 m ² ） 床面積：校舎・体育館 4,531 m ²
建築物の概要	【校舎・体育館】 構造：鉄筋コンクリート造 階数：地上2階 建築面積：3,443 m ² 床面積：4,531 m ² 校舎部：3,284 m ² 体育館部：1,247 m ² 【屋外プール】 ステンレス製 水面積：375 m ²
用途区域	都市計画区域外

3. サウンディングへの参加条件

サウンディングへの参加条件は、以下の全ての要件を満たす必要があります。

- (1) 旧御杖小学校の利活用事業の実施主体となる意向がある法人または法人のグループであること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - ② 国または地方公共団体がそれぞれ定める規程に基づく入札参加停止措置を受けている者
 - ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団に該当する者
 - ⑤ 御杖村暴力団排除条例（平成 23 年御杖村条例第 15 号）の規定より制限されている者
 - ⑥ 国税及び地方税を滞納している者

4. サウンディングの内容

旧御杖小学校の利活用にあたり、主に以下の項目について、サウンディング参加申込書（様式 2）によりご意見やご提案をお願いいたします。

なお、御杖村では、旧御杖小学校の利活用に向けて想定されるスケジュールや利活用条件を、御杖村ホームページ上や旧御杖小学校利活用パンフレットにおいて公開していますが、これらの条件等を前提とした内容に限らずに、広くご意見やご提案をお寄せください。

<p>① 実施可能な利活用方法や利活用事業内容に関すること</p> <p>利活用の内容や事業規模、コンセプト等について、ご意見やご提案をお願いします。旧御杖小学校の土地・建物全体の利活用にこだわらず、一部分の利活用に限ってのご意見やご提案でも差し支えありません。</p>
<p>② 売却・賃貸等契約の条件や利活用事業方式に関すること</p> <p>売却、譲渡、貸借等契約の種別や貸借の場合賃料の想定する条件と、事業開始時期や管理運営方法（単独・共同・テナント制等）について、ご意見やご提案をお願いします。</p>
<p>③ 利活用事業実施にあたり課題や懸念に関すること</p> <p>利活用事業実施にあたり、想定される課題や解決しなければならないことについて、ご意見やご提案をお願いします。</p>
<p>④ その他自由意見・提案</p> <p>①～⑤までの他、自由なご意見やご提案をお願いします。</p>

5. サウンディングの手続き・流れ

サウンディングへの参加は、令和7年2月14日（金）まで随時受け付けます。ただし、御杖村が利活用のニーズを十分に把握できたと判断した場合は、その時点で受け付けを終了します。

① 現地見学（任意）

サウンディングへ参加意向のある事業者を対象に、旧御杖小学校施設の見学を随時実施します。現地見学は日程調整のうえ実施しますので、参加を希望される事業者は、以下の事項を記入のうえ、電子メールにて担当課までご連絡ください。

なお、現地見学はサウンディングに参加するための必須条件ではありません。

【記入事項】

- ① 事業者名
- ② 担当部署・担当者名
- ③ 電話番号
- ④ 現地見学希望日時（候補3日程）

② 質疑の受付

サウンディングへの参加にあたり、旧御杖小学校施設について、不明点等の質疑を随時受け付けます。質疑は、質疑書（様式1）を電子メールにて担当課までご提出ください。

③ サウンディング参加申込書の提出

サウンディングへの参加申込は、以下の書類を電子メールにて担当課までご提出ください。

【提出書類】

- ① サウンディング参加申込書（様式2） ※必須
- ② サウンディング参加申込書に記載の内容を説明する補足資料 ※任意

④ 個別ヒアリング（対話）

サウンディングへの参加申込書をご提出いただいた事業者と担当課の間で、必要に応じて個別にヒアリングを実施させていただきます。

個別ヒアリングを実施する場合は担当課より日程等の調整を連絡させていただきますので、ご協力をお願いします。

⑤ サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果は、概要を御杖村ホームページ上で公表を予定しています。公表にあたっては事前に参加事業者に内容の確認を行い、参加事業者名を伏せたうえで公表します。

6. 留意事項

- (1) サウンディングへの参加実績は、今後実施する利活用事業者公募における評価の対象となりません。
- (2) サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。
- (3) 提出いただいた書類やデータ等の資料は返却しません。
- (4) サウンディング終了後も、必要に応じてヒアリングや文書による照会を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。

7. その他参考

- (1) 旧御杖小学校利活用に関する情報は、御杖村ホームページ上で順次公開をしますので、ご参照ください。

(URL:<https://www.vill.mitsue.nara.jp/kurashi/jigyosha/kyuumitueshougakkourikatuyouujigyou/index.html>)



- (2) 旧御杖小学校の建築・設備図面等の図書は電子化ができておりませんので、閲覧を希望する場合は閲覧機会を設けますので、担当課までお問い合わせください。

8. 担当課

御杖村役場 政策推進課

〒633-1302 奈良県宇陀郡御杖村大字菅野 368 番地

TEL : 0745-95-2001 (内線 241) FAX : 0745-95-6800

e-mail : seisaku@vill.mitsue.lg.jp